

## ○理容師法及び美容師法の運用について

(昭和54年2月1日：環指第8号 各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省環境衛生局指導課長通知)

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知(以下「局長通知」という。)をもって既に通知したところであるが、同通知にもとづく店頭等における表示については、下記によることとしたので、営業者に対する指導につき遺憾のないようされたい。

### 記

#### 1 店頭等における表示の文言について

店頭等における表示の文言については、「局長通知」による理容又は美容の行為の範囲を逸脱することのないよう次により指導されたいこと。

- (1) 理容所においてコールドパーマメントウエーブに関する表示を行う場合には、「パーマ」、「女性(又はレディス、婦人等)パーマ」又はこれに類する表示は不相当であり、「男性(又は男子、メンズ等)仕上げ」の文言を付すること。
- (2) 美容所において、カッティングに関する表示を行う場合には、「男性(又は男子、メンズ等)カット」又はこれに類する表示は不相当であること。

#### 2 店頭等における表示に関する改善の指導について

店頭等における表示に関する改善の指導については、営業者に対して、「局長通知」及び本通知の趣旨をすみやかに周知徹底させる措置を講じ、あわせて「局長通知」及び本通知第一項に反する表示を行つている営業者については三月以内(店舗等の改築予定があり、表示の規模等からその際あわせて行う方が効率的である場合等やむを得ない事情があると認められる場合については六月以内)に改善させるよう指示されたいこと。また、期間中においては環境衛生監視、研修会、講習会等の機会をとらえて個別指導を含め、表示の改善の実施につき指導の徹底を図ることとされたいこと。